

第 11 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 6 年 11 月 27 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 6 年 11 月 27 日岩沼市役所 1 階大会議室において、下記案件を審議するため、
第 11 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 会期の決定 |
| 日程第 2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 4 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について |
| 日程第 5 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第 7 | 岩沼農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 8 | 農用地利用集積計画について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也
9 番	鎌田 正治	10 番	三品 英樹	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子
13 番	菅井 武雄	14 番	宮部 淳子				

2、欠席委員

3、農地利用最適化推進委員

17 番 齋 明美

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長	橘川 麻美	主事	佐々木 常行
----------	-------	----	-------	----	--------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第11回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、8番菅原龍也委員、9番鎌田正治委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、3件受理いたしております。今回報告いたします3件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、これら届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の2頁から3頁をご覧ください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、3件受理いたしました。3件中2件は、中間管理機構に係るものですので、貸し手・借り手の組み合わせとしては2組でございます。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご

		意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、 を議題といたします。はじめに、事務局から概要について説明願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の4頁、議案関係資料の1～2頁をご覧ください。農地法第3条 では、農地を耕作する権利を、設定したり移転したりする際の要件につい て定めています。権利を取得しようとする者は、権利を持つ農地について ①全て効率的に利用すること②必要な農作業に常時従事すること③周辺の 農地利用に支障がないこと。以上の要件をすべて満たす必要があることか ら、許可申請書が提出される際、事務局においては、申請者に対して農地 台帳の内容確認や聴取を行ないながら受付を行なっております。総会の議 案とするに当たっては、当番委員の立ち会いの下、当事者・関係者からの 聴取調査および現地調査を行なっております。以上でございます。
議	長	つづいて、担当委員から説明願います。
齋推進委員		議案書は4頁、位置図は1頁と2頁をご覧ください。農地法第3条の規 定による許可申請について、でございます。譲受人は、譲渡人と同居して いる長男の方です。譲受人の方は、今現在、農事組合法人の役員をしてい ますので、土地の贈与を受けてもその後の維持管理等について、何ら問題 はないと思いました。以前にも、圃場整備以外の農地について生前贈与を 受けておりまして、今回圃場整備の分がはっきりしたので、地番面積等を 特定したことに伴いまして、残りの5筆分について贈与を受けるものであ ります。そういったことから、何らこの件については問題ないと、許可相 当と考えております。以上でございます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある 方は、挙手願います。
長田(幸浩)委員		確認なのですが、生前一括贈与で今回残りをとのことですが、残りとい うのは相続精算課税ということですか。どういう贈与の仕方ですか。この くらいの面積を贈与するとなると、いくら無償で贈与としても実際は税金 かかるのですか。
議	長	では、事務局の方から説明願います。
橘川係長		おそらく、贈与税がどうなるかというところは本人に確認しておりませ んでした。
長田(幸浩)委員		農地法とは別なので、確認したかったのですが。この面積を無償移転さ れたとしても、受け取った方は通常だと贈与税がかかってしまう。普通は

議 長
橘 川 係 長
議 長
長田(幸浩)委員

生前一括贈与か相続精算課税で税金を払わなくて良い方法。2回に分けたので生前一括贈与ではないと思うのですが、どういう風なやり方をしたのか確認でした。

その辺については、また調べてから回答するようにしますか。

そうですね。確認をしてみます。後日、お答えしたいと思います。

今すぐ即答できませんので、後日ということで宜しいでしょうか。

はい。

(挙手なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については申請のとおり許可することに決しました

議 長

日程第6、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。担当委員から整理番号1の説明願います。

齋 推 進 委 員

議案書は5頁の上、位置図は3頁と4頁になります。転用目的は、農地の形状変更で、田んぼから畑にしたいということです。転用理由については、これまで田として利用していましたが、圃場条件がだいぶ悪いことから改良工事を行って、土盛りをして畑として利用したいとのことで、一時転用になります。この土地については、図面にある通り面積はまあまあなのですが、縦長の田んぼでありまして、だいぶ水はけが悪い。これまで生産組合の方に貸していたのですが、大型機械などが入らず赤字的な形なので、そんなことから転換されたという土地でございます。そこで本人はこの土地について、このまま荒らしておけないということから、盛り土をして畑として野菜を作りたいということでありまして、この田んぼの周りについて、東側は畑に接しているのですが、その他の南西北側については水路に囲まれておりまして、今現在も田んぼに水が入っておりまして、だいぶ水はけが悪いというような状況でした。これでは当然、返されるのは当たり前なのかなという感じを受けました。盛り土については、畑との高さが1mぐらいありまして、そこに土盛りをするということですがけれども、隣地の畑と同程度の高さにしたいというところの盛り土でした。盛り土の土については、隣地の畑にも一部土をまくった部分の山になっている土もありますし、山土もありましたし、その他付則とすれば、近隣に親類がおり

		まして、そこから山土を運搬して盛り土をしたいという内容でした。水路に接する部分については、当然、土砂が水路に入らないように防波淵とかしながら、29度くらいの斜度をもとに接する部分を作りまして、法面をそのようにするという事です。そして、盛り土後の畑利用ですが、いま現在考えているのはネギを作りたいという利用でした。これについても、問題ないのかなということで見てまいりました。以上でございます。
議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号1については、申請のとおり許可相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1は、申請のとおり許可相当として県に進達することに決しました。
議	長	つづいて、担当委員から整理番号2の説明願います。
三	品	議案書は5頁の下の方の2番、位置図については5頁と6頁をご覧ください。申請人は議案に記載のとおりですが、当日立ち会っていただいたのは、この土地を借りて果樹園をしたいという方に立ち会っていただきました。この土地もやはり、窪地となっていて排水等湿っぽい感じの土地で、元々は田んぼで米を作っていましたが、今は草を刈って管理しているような状態でありました。ここも上からのつつみからの水を使ったものの能力的にも今後田んぼで作っていくのは困難ということで、盛り土をして果樹畑にしたいという話でした。盛り土に関しましては、市内の業者にお願いして耕作に適した土を運んでもらって、盛り土をするという話でした。約2年の計画で盛り土をするということです。盛り土にあたって、やはり湿気が多いので、果樹を作るのに排水をちゃんとしたいということで、暗渠になるようなものを何か入れて、盛り土をしたいという話でした。この畑の西南東が堀に囲まれている状態で、盛り土をして法面をしっかりするようにするという話でした。盛り土の高さに関しては、北側の畑と同じ高さまで盛り土をするという話でした。盛り土が終わった後の利用の目的は、この土地を借りたい方がポポーと杏子を植える予定でいるようです。以上です。
齋	推	この土地については、今年まで別の方が作っていまして、やはり排水が
進	委	悪いので以前は田んぼとして利用していたのですが、それは無理だという
員		

		ことで、牧草畑として牧草を植えていたようなのですが、それを刈り取ってまとめて置いても、なかなか排水が悪いということで、牛の餌等にも向いていないと前耕作者が言っていた内容もありましたので、補足で報告いたしました。
議	長	事務局から何かありますか。
橘	川 係 長	はい。三品委員が仰っていただいた通り、暗渠になるような素材を入れて土木業者の方から土を頂くということなのですが、良い土が出てから盛り土をするということで、期間が2年とかなり長いのですが、お話を聞いてきました。以上です。
議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
渡 邊（等）委員		位置図の南側に排水がありますよね。
三 品 委 員		南と北側の畑の間に堀がありまして、そこは残してやるような感じが す。
渡 邊（等）委員		結構な距離ですよ。
三 品 委 員		はい。面積的にかなり広い土地なので、5人の共有地で米を作っていた みたいで、東に流れていって、東側の真ん中あたりに大きなワセがあっ て、そこから道路の下を通してその下に流れるような作りになっていまし た。
渡 邊（等）委員		堀はものすごく深いですよ。どういう処理をするのか。転圧かけた だけではあの深さは無理ではないかと思って質問します。
三 品 委 員		流出しないように適正な農地を作るとは仰っていましたが、どのような ということまでは確認してきませんでした。
議	長	その件で、事務局どうですか。
橘	川 係 長	事務局では計画図を頂いていまして、法面の適正の角度が29度とある のですが、29度でやりますと聞いていますが、どのような処理かという ことについては特に記載されていけませんので、確認していません。本人に 確認させて頂きたいと思います。
議	長	本人に確認するということで、渡邊等委員宜しいでしょうか。
渡 邊（等）委員		はい。
議	長	その他に質問はありませんか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第4条第1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号2については、申請のと おり許可相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)

議	長	反対の方もいらっしゃいますけど、挙手多数ということでよろしいですか。
橘川係	長	はい。多数ということであれば。
議	長	全員賛成でなくても大丈夫ですか。
橘川係	長	はい。ただ、今渡邊等委員からの質問が解決していないところがあったので、そちらを確認して解決してから進達するということでも。
議	長	そうしますか。それではお諮りします。質問事項が解決していないということがあるので、確認して解決してからもう一度諮るというのはどうかという事務局の意見ですが、いかがでしょうか。面積が多いので、県の方に行って説明しなくてはいけない事項かなと思いますので、ここでちゃんと決めていただいた方が良いのかなと思います。
橘川係	長	事務局の方で相談したのですが、法面が崩れないような対策を確認してから進達をさせていただくというのはどうでしょうか。
古積事務局 事務取扱	長	水道までの高低差が沢山あるので、急な角度で土を押さえてしまうと、何らかの影響で崩れるという懸念もあるということだと思います。通常、あまり高低差がある場合には、二段にきって高低差を和らげるとか、板をはるとか、何か崩れないような手立てをするという風に考えられますので、こういった対策をして崩れないようにして、話して了承してもらった中で県の方に進達するというようなことでいかがかなと思うのですが。尚、今回対象になっている水路というのが、個人所有の物です。公共のものではないのですが、そういったところもありますので、強制的にということとは難しいかもしれないので、そういったところも含みおき頂ければと思います。
議	長	今、事務局から提案されましたが、この件についてご質問等ありますか。
長田（茂）委員		西側の高いところからの排水もなんですが、その排水の兼ね合いもどうなっているのか。多分上から来ている分については、パブリックな用水路があるはずなんですね。接点になって。それとの関係はどうなっているのでしょうか。
議	長	事務局の方で分かる範囲でお答えいただけますか。
橘川係	長	現場を確認して来たところ、周りは全部5人の共有名義の水路しかなく、もっと西側の奥に行けば公共の水路があるのかもしれないのですが、そこは確認していませんでした。個人の水路と西側の水路は繋がっていませんでした。
議	長	一度審議が中断しましたけれども、いろいろと問題があるようなので、そこをきちんと。はい。菅井委員どうぞ。

菅井委員		はい。湿地だということなのですが、私のところにも似たような土地があるんですね。そうすると、どうしても水はけが悪いから、自分で掘るといふこともあるんですね。そういうことも、あるかどうかなんです。だから、公共でないということになると、自分で掘ったのではないかという気がするんですね。そうなっちゃうと公共でないから、それを活かす意味もなくなってきます。
齋推進委員		共有地の部分で水路はあるのですが、その先には県か市道の道路に一部が接しているんですね。そのところにマスとかあって、そちらには流れていっているような状況なので、どういう訳で共有地にしたのか分かりませんが、水はけが悪いところにはマスを作って流していたのかなと思われます。
議長 長田(幸浩)委員	長	その他にご意見ありませんか。
		物理的な問題を解決していただきたいという事と、きちんと盛り土をして畑地として使うにあたっては、先程の説明だとこの土地を借りて果樹を作るといふ話ですよ。農地法3条でこの盛り土が認められた暁には、きちんと農地法3条で借り受けて、適切な肥培管理をして立派な果樹を農業振興にあたっていただきたい。その次の部分も併せて確認をお願いしたい。
議 橘川係 議 古積事務局 事務取扱	長 長 長 長	事務局どうぞ。
		はい。そのように確認させていただきます。
		事務局長どうぞ。
		はい。ただ今ご指摘いただいたところの確認をさせていただきます。今問題になっております個人所有、共有の水路分の上流が公共の水路に繋がっていて、そこで上の公共の用水路が、今回工事するにあたって支障が出るかという事を確認させていただきたいという事と、長田委員からご質問の、土地を借りたい方が造成が終わった後に、しっかりしたものをちゃんと作って、うまく農地を利用してくださいというようなところの確認ということで進めさせていただきます。
議	長	それではこの件につきましては一時保留ということで、確認してから決めるということでよろしいでしょうか。皆さんも、その方向で決めてよろしいでしょうか。
		(意見なし)
議	長	それではこの件に関しては、事務局の方で指摘された部分を確認してから再度諮るということに決めさせていただきます。
議	長	日程第7、議案第3号、岩沼農業振興地域整備計画の変更について、を議

古 積 事 務 局 長
事 務 取 扱

題といたします。事務局から説明願います。

議案書の6頁および議案関係資料の7～8頁をご覧ください。岩沼市長より、岩沼農業振興地域整備計画の変更が示されたので、農業委員会の意見を求めるもので、前回10月28日の審議で意見ありとして答申したもののについて、計画を一部変更したものが示されたことから再度意見を求めるものです。改めまして本件の概要ですが、コンビニエンスストアにおいて、既存の駐車場が利用者に対して足りておらず、また、これが道路の渋滞の要因にもなっていることから、駐車場の拡張とこれに伴う店舗の建替えのために、隣接する土地を農用地区域から除外しようとするものです。前回との変更点については、議案関係資料の7～8頁をご覧ください。赤枠の範囲が除外予定の農地ですが、前は北側の農地は除外対象外となっておりましたが、変更後は、北側の農地も含めて除外をしようとするものです。除外をして、駐輪場として利用する計画に変更しております。なお、当該地は、周囲を県道岩沼蔵王線と県道仙台岩沼線に分断され、区域内農地が10haを超えないことなどから、農地区分は第2種農地に相当するものと見込んでおります。農用地区域からの除外が完了した場合には、改めて転用の許可申請を行うことが予定されております。

議 長

ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、岩沼農業振興地域整備計画の変更については、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、議案第3号、岩沼農業振興地域整備計画の変更については、特に意見なし、として答申することに決しました。

議 長

日程第8、議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。

古 積 事 務 局 長
事 務 取 扱

議案書の7頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定が1件、1筆で、面積は2,252㎡所有権移転が3件、3筆で、合計面積は9,002㎡でございます。受け手となる方は、いずれも改正前基盤法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の移転を行うものでございます。今回のこの農用地利用集積計画の公告は、11月2

		9日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいま、事務局から説明がありましたが、所有権移転の1番については、農業委員の自己に関する事項となっておりますので、これらを他の案件と分けて審議を行います。最初に利用権設定の1番について、お諮りいたします。計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	利用権設定の1番については、計画案のとおりとすることに決しました。続きまして、所有権移転の2番、3番について、お諮りいたします。計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、所有権移転の2番、3番について、計画案のとおりとすることに決しました。つづいて、所有権移転の1番について審議いたしますが、これらは農業委員の自己に関する事項となっておりますので、2番 渡邊等委員は、除斥となります。 (2番 渡邊等委員 退席)
議	長	それでは、所有権移転について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、農用地利用集積計画所有権移転の1番について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第4号、農用地利用集積計画所有権移転の1番については、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。 (2番 渡邊等委員 着席)
議	長	渡邊等委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第11回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。 午後2時15分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 8 番 _____

委員 9 番 _____